

平成 21 年 6 月 22 日

## 平成 21 年度 環境委員会 活動基本方針

(財)食品産業センター 環境委員会

食品産業をめぐる環境問題については、「容器包装の排出抑制・リサイクル」、「食品廃棄物の発生抑制・リサイクル」、「CO<sub>2</sub> 排出削減等地球温暖化対策」など業種横断的課題が多く、(財)食品産業センターでは、環境・システム部を中心とし、情報の収集・提供に努めるとともに、必要に応じ、会員団体・企業等の関係者に参集いただき、情報交換、意見の取りまとめを行い、会員企業等への周知や行政機関への要請を行ってきたところである。

食品産業は、多くの業種からなっており、かつ、中小零細企業が多いことから、情報の格差が大きく、一定の方向性を示すためには時間を要する場面が多い現状にある。こうした中で、最近の食品産業をめぐる環境問題は、質・量ともに増加傾向にあり、食品業界としての情報発信や対応を求められる場面が多くなっている。

このため、食品産業に深く係わる環境問題について、食品産業界や消費者・国民への情報提供を強化するとともに、各業種・企業から積極的に意見を吸収し、必要に応じ、国等への意見表明・提案を積極的に行っていくことが肝要であると考え、当センターに、会員企業・団体の環境問題担当責任者等を構成員とする常設の「環境委員会」を設け、これらの課題に適切に対応していくこととした。

### [ 地球温暖化防止対策 ]

食品産業においては、19 団体・20 業種で『環境自主行動計画』を策定し、2010 年度の数値目標を掲げて「京都議定書」の削減目標の達成に向けた取組を進めているところであるが、既に環境自主行動計画を策定している企業・団体にあっては排出抑制のためにより一層の取組の強化を図るとともに、計画未策定の業界にあっては、計画の策定、削減対策等の措置を講ずる必要がある。

また、温室効果ガスの見える化については、昨年度実施された経済産業省

「カーボンフットプリント制度実用化・普及事業」等が表示方法等の実験を経て、平成 21 年度から 3 ヶ年計画で試行事業が開始された。また、農林水産省においても「農林水産分野における省 CO2 効果の表示の指針」(21 年 3 月)が示されている。一方、地球温暖化の防止に向け、環境に配慮した事業活動、商品提供に対する社会・消費者の関心は年々高まっている。これらの動向を踏まえ、食品業界として、自主的な対応を促進していくことが必要である。

#### [ 容器包装リサイクル ]

容器包装リサイクル法については、平成 18 年改正の議論の中で拡大生産者責任のあり方が論点の 1 つとなり、これに対する事業者の対応として、22 年度を目標年度とした「事業者による容器包装の 3R 推進のための自主行動計画」を策定したところであり、これを着実に実行しつつ、22 年の夏にも開始されると予想される本制度の次期見直しに向けて、食品業界として具体的な提言が出来るような態勢を整備する必要がある。

また、プラスチック容器包装再商品化手法における材料リサイクル手法優先の見直し審議がまさに進行中であり、平成 22 年度入札に向けた取りまとめが行われようとしているところであるが、この取りまとめに留まることなく、資源の有効利用と環境負荷の削減を目指し、再商品化を効果的かつ効率的に実施できる仕組みを実現するために、バランスの取れた再商品化手法のあり方について継続した検討を求めていく必要がある。

#### [ 食品リサイクル ]

食品リサイクル法については、19 年に改正され、業種別の再生利用等の実施率目標に加え、個々の事業者ごとの実施率目標が設定されるなどの措置が講じられているところであり、その実行を着実に推進していく必要がある。

また、安定的な食生活を維持するためには、食料自給力の向上を図り食料供給の安定を確保するだけでなく、食品ロスを削減することの重要性が改めて国民的に認識され、20 年 12 月、農林水産省から「食品ロスの削減に向けた対応方向」が示された。これらを踏まえ、食品産業として食品ロスの削減に努めていく必要がある。

以上